

海上運送法の手続き等について

国土交通省 東北運輸局
海事産業課

1. 海上運送法の基本的な考え方
2. 海上運送法の法体系について
3. 船舶運航事業の事業区分について
4. 海上運送法の手続きについて
5. 海上運送法の手続きを要しない運送について
6. 問い合わせ先

1. 海上運送法の基本的な考え方

道路運送法の目的

第一条 海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、**輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護**するとともに、**海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進**することを目的とする。

海上運送事業の定義

第二条 海上運送事業とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

●**船舶運航事業** 海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業以外のもの

●船舶貸渡業 船舶の貸渡し（定期傭船を含む）又は運航の委託をする事業

●海運仲立業 海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業

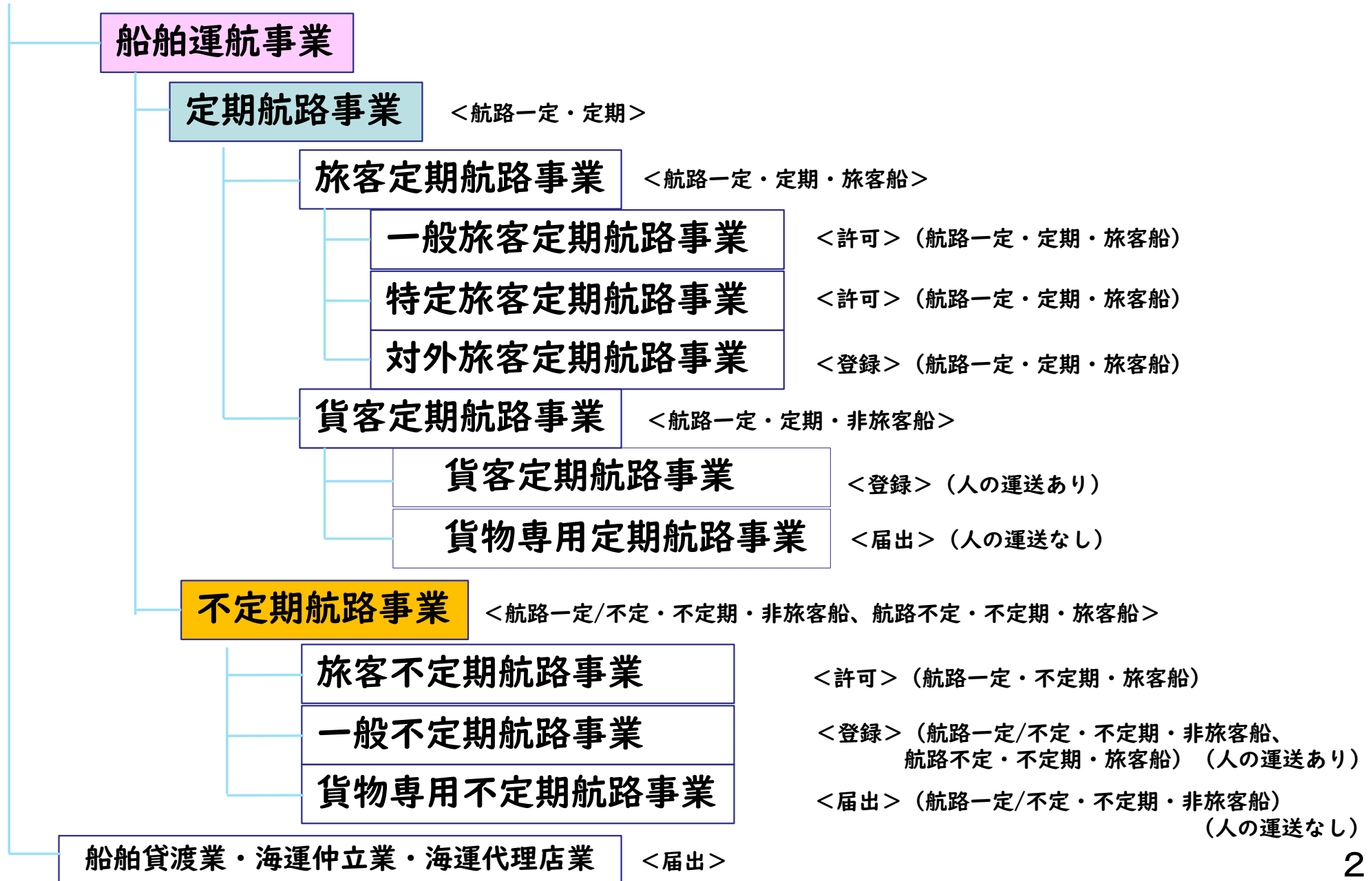
●海運代理店業 船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業

▶ 「船舶運航事業」＝海上において船舶により人又は物の運送をする事業

- ①運送とは、人又は物を移動させることであり、起終点が同一のものも含んでいる。
- ②「事業」は有償無償に関わらず、他人の需要に応じて人又は物の運送を行うこと。
- ③自己の用に供する運送については、海上運送法は適用されない。

2. 海上運送法の法体系について

海上運送事業



3. 船舶運航事業の事業区分について



【凡例】：許可 ——— 登録 ——— 届出 ———

4. 海上運送法の手続きについて

海上運送法の手続き

他人の需要により、海上において船舶により人又は物の運送をする事業を行う場合は、海上運送法の手続き（許可、届出等）が必要となります。

使用する船舶、旅客定員及び運航形態による区分ごとに手続きが異なりますのでご注意ください。

※他人の需要とは、他人の運送要求の意であり、自己の運送要求に基づき自らの責任において運送を行う場合は他人の需要に應ずるものとは言えない。

※海上とは、湖、沼、河川を含む。

※ろかいのみをもって運転し又は主としてろかいをもって運転する船舶を除く。

船舶運航事業（海上において船舶により人又は物の運送をする事業）

○主な事業区分の一例

定期航路事業

不定期航路事業

一般旅客定期航路事業

- 旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を使用
- 一定の航路
- 一定の日程表（ダイヤ表）に従って運送する旨を公示
- 事業許可

特定旅客定期航路事業

- 旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を使用
- 一定の航路
- 一定の日程表（ダイヤ表）に従って運送する旨を公示
- 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送
- 事業許可

旅客不定期航路事業

- 旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を使用
 - 一定の航路
 - 日程表・ダイヤを定めない
 - 事業許可
- ※第2号許可は更新制度あり（5ページ参照）

※通船、周遊以外は乗合運送禁止

一般不定期航路事業

- 非旅客船（12人以下の旅客定員を有する船舶）を使用
- 航路一定/不定
- 日程表・ダイヤを定めない
- 事業登録（6ページ参照）

※旅客船を使用し、年3日以内、航路不定で行う人の運送は登録で可。

※「一定の航路」とは、航路に反復性・定型性がある航路をいう。すなわち、航路に反復性・定型性がなくバラバラなもの、また、パターン化されているものの一定とまでは言えないもの（反復回数が少ないもの）は航路不定となる。

4. 海上運送法の手続きについて(第2号許可更新制度)

旅客不定期航路事業の事業許可更新制度

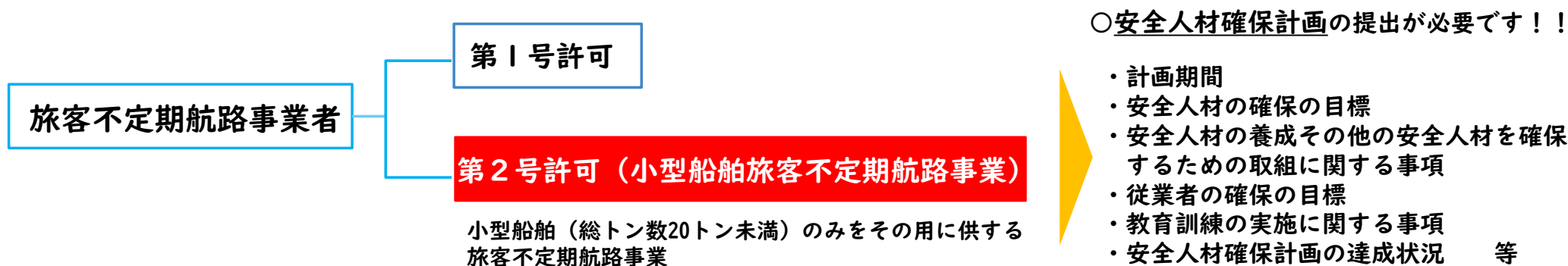
「旅客不定期航路事業」は、以下の事業者区分に分けられます。

①旅客不定期航路事業を営もうとする事業者のうち②以外のもの⇒**第1号許可**

②**小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業**⇒**第2号許可**

第2号許可においては**事業許可更新の手続きが必要**。

許可の更新期間は更新許可が下された日から処分履歴によって5年、3年、1年のいずれかとなります。



○R6.4.1以降において、1号許可から2号許可又は2号許可から1号許可に移行する際は、許可の取り直しが必要となります。

⚠ お早めに手続きをお願いします！！

令和6年3月31日現在、小型船舶のみの旅客不定期航路事業の許可を受けていた小型船舶旅客不定期航路事業者（みなし第2号許可事業者）においては、経過措置満了日（令和9年3月31日）までに所定の認可申請を行わなければ、許可が失効となります。

令和6年4月1日（更新申請受付開始）

令和9年3月31日（更新申請提出期限）

○既存の許可事業者

経過措置期間3年間

- ・安全人材確保計画を添付した認可申請
- ・認可までの間はみなし第2号許可事業者

4. 海上運送法の手続きについて（一般不定期航路事業）

一般不定期航路事業の登録

海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）により、令和7年4月1日から、従来届出制としていた「人の運送をする不定期航路事業」は登録制に改められ「一般不定期航路事業」に事業区分が変更されました。

今後新たに事業を営もうとする場合は、事前に登録を受ける必要がありますのでご注意ください。

✓ 一般不定期航路事業とは、以下の船舶運航事業を言います。

- ①非旅客船（旅客定員が12人以下の船舶）により、航路が一定か不定かに関わらず、不定期に人の運送を行う事業。
 - ②旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により、一定の航路に就航せず、人の運送を行う事業。（年3日以内）
- ※事業は有償無償を問わない。

✓ 主な変更のポイント（令和7年4月1日以降）

- ・欠格事由の該当確認を行います。
- ・重大な法令違反を惹起した事業者は、事業取消等の行政処分の対象となります。
- ・登録に際し、1万5千円の登録免許税が必要となります。（1事業者1登録）
- ・登録を受けた内容に変更が生じた場合は、遅滞なく届出。
- ・事業を廃止する場合は、廃止の30日前までに届出。
- ・事業の譲渡、合併若しくは分割、相続があった場合は、承継の申請を要します。

登録簿の公表

事業者情報が「登録簿」に記載され、インターネット等により公表されます

⚠ お早めに手続きをお願いします！！

- ・令和7年3月31日までに事業の届出を行っていた既存事業者は、令和7年4月1日以降「みなし登録事業者」になります。
- ・みなし登録事業者は、経過措置満了日（令和9年3月31日）までに所定の登録手続きが行われない場合、引き続き事業を行うことが出来ませんのでご注意ください。

令和7年4月1日（登録申請受付開始）

令和9年3月31日（登録申請提出期限）

○既存の届出事業者

経過措置期間2年間

○新規事業者
（経過措置なし）

登録申請の手続きが必要

4. 海上運送法の手続きについて（一般不定期航路事業）

事業を営むうえで、以下にご留意ください。

●事業開始前までに必要な手続き

・運送約款、運賃・料金の公示

営業所と船舶へ備え置いておく必要があります。またウェブサイトへの掲載も必要です。（事業に常時使用する従業員20人以下の場合又は自ら管理するウェブサイトを持していない場合は不要です。）

・安全管理規程設定届出等

安全管理規程の設定届、安全統括管理者の選任届、運航管理者の選任届の提出が必要です。

問い合わせ先：海上安全環境部 運航労務監理官（TEL：022-791-7511）

・特定教育訓練の実施

小型旅客船の船舶所有者は、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施が必要です。

問い合わせ先：海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課（TEL：022-791-7524）

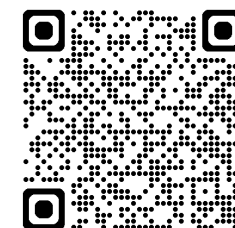
●事業開始後に必要な手続き

・運航実績の報告

登録を受けた事業者は、実績の有無に関わらず、年1回、毎年4月30日までに前年4月～3月の輸送実績を、第五号様式により報告しなければなりません。

➤ 各種様式については東北運輸局ホームページに掲載しております。

東北運輸局ホームページ（https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/00001_00109.html）



4. 海上運送法の主な手続きについて

●海上運送法の主な手続一覧

手続きの内容	一般旅客定期航路事業	旅客不定期航路事業	一般不定期航路事業
事業参入	許可（航路ごと）	許可（航路ごと）	登録（事業者ごと）
事業計画の変更	認可（軽微事項を除く）	認可（軽微事項を除く）	届出/事後
	届出/遅滞なく（軽微事項）	届出/遅滞なく（軽微事項）	
船舶運航計画の変更	認可（指定区間）	—	—
	届出/事前 （指定区間、軽微事項以外）		
運賃・料金	認可（指定区間） ※公示義務あり	届出/事前 ※公示義務あり	公示義務あり
	届出/事前（指定区間以外） ※公示義務あり		
運送約款	認可（標準以外） ※公示義務あり	認可（標準以外） ※公示義務あり	公示義務あり
譲渡譲受	認可	認可	事後/承継の申請
事業休止	届出/事前（30日前） ※指定区間は6ヶ月前	—	—
事業廃止	届出/事前（30日前） ※指定区間は6ヶ月前	届出/事前（30日前）	届出/事前（30日前）

※主な手続きを掲載しており、一部記載を省略しているところがあります。また、許認可・登録には標準処理期間があります。

5. 海上運送法の手続きを要しない運送について

●海上運送法の手続きが不要なケース

▶ 以下に該当する運送については、海上運送法が非適用になります（具体例）

・自己の用に供する運送

身内、友人、隣人を無償で運送する行為

・国や地方自治体が行う「港の振興・宣伝」のために自らが行う航海

・遊漁船、瀬渡船、ダイビングボード等

客に釣りやダイビングを行わせることに主眼があり、その運送はレジャー行為と一体不可分のものとして行われているにすぎないため。

※なお、遊漁船、瀬渡船については、「遊漁船業の適正化に関する法律」が適用されることに留意。

・ヨット、水上オートバイ、ホバークラフト等による体験航海

個人が自ら楽しむための海洋レジャーの普及を目的とした体験航海については、レジャーと一体不可分であるため。

・イベントでの運送

イベント主催者がイベントの一環として船舶を用いる場合は、自己の用に供する運送ととらえ、主催者責任で運航すべきものであり法の適用は要しない。ただし、イベントの見物船やイベント会場への不特定多数の人の運送は、主催者が運航したものであっても法の適用がある。

・建設工事、調査、施設の保守・点検等を行う際に、当該建設工事等に従事する者の運送

→別添資料①による運送の場合。

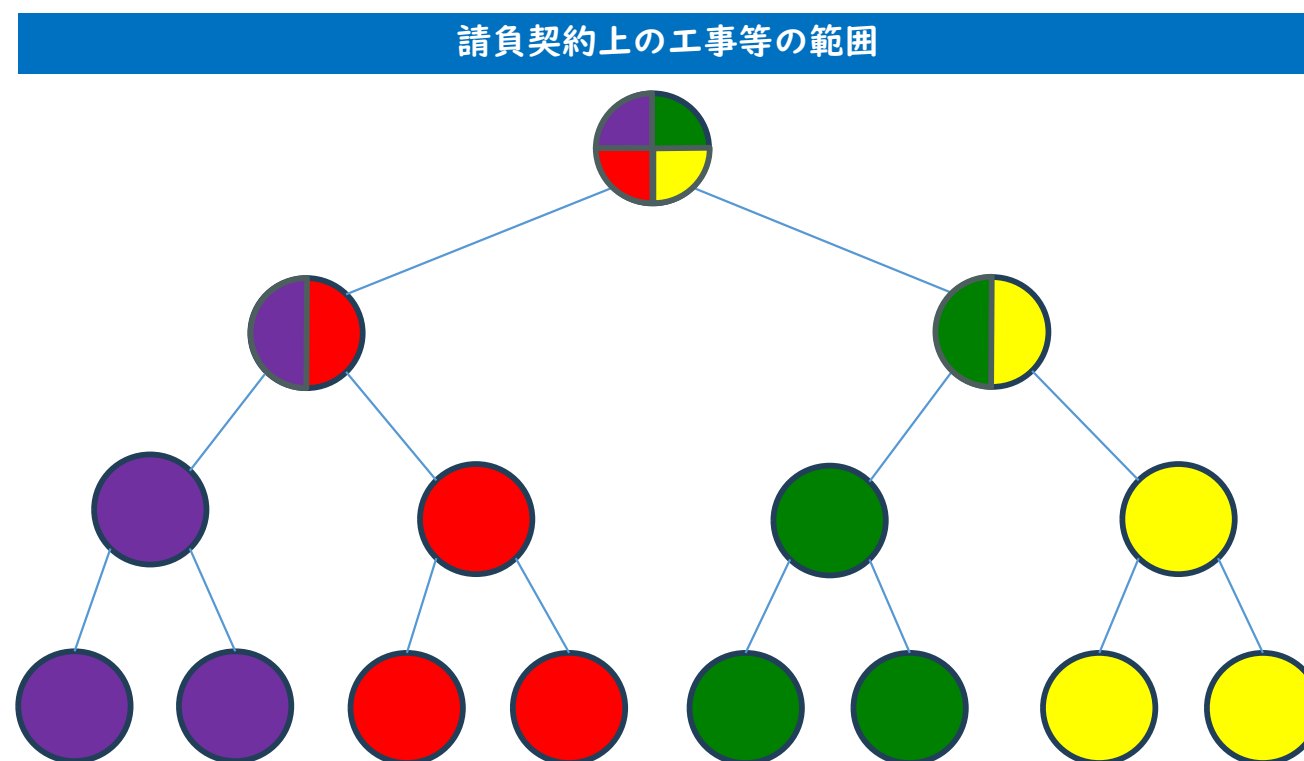
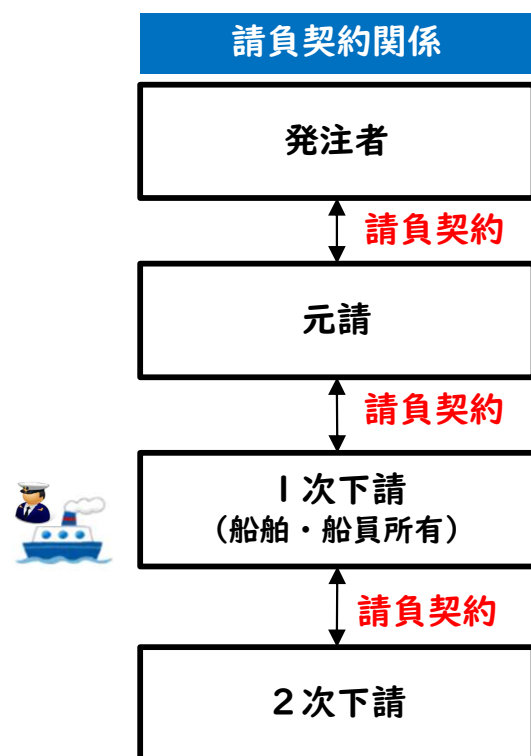
・商法第704条に基づく定期傭船契約に係る運送

商法第704条に基づき、傭船者と被傭船者との間で定期傭船契約が約され、当該傭船者が自己の運送要求に基づき自己の人又は物の運送をする場合。

● 「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を受けないケース①

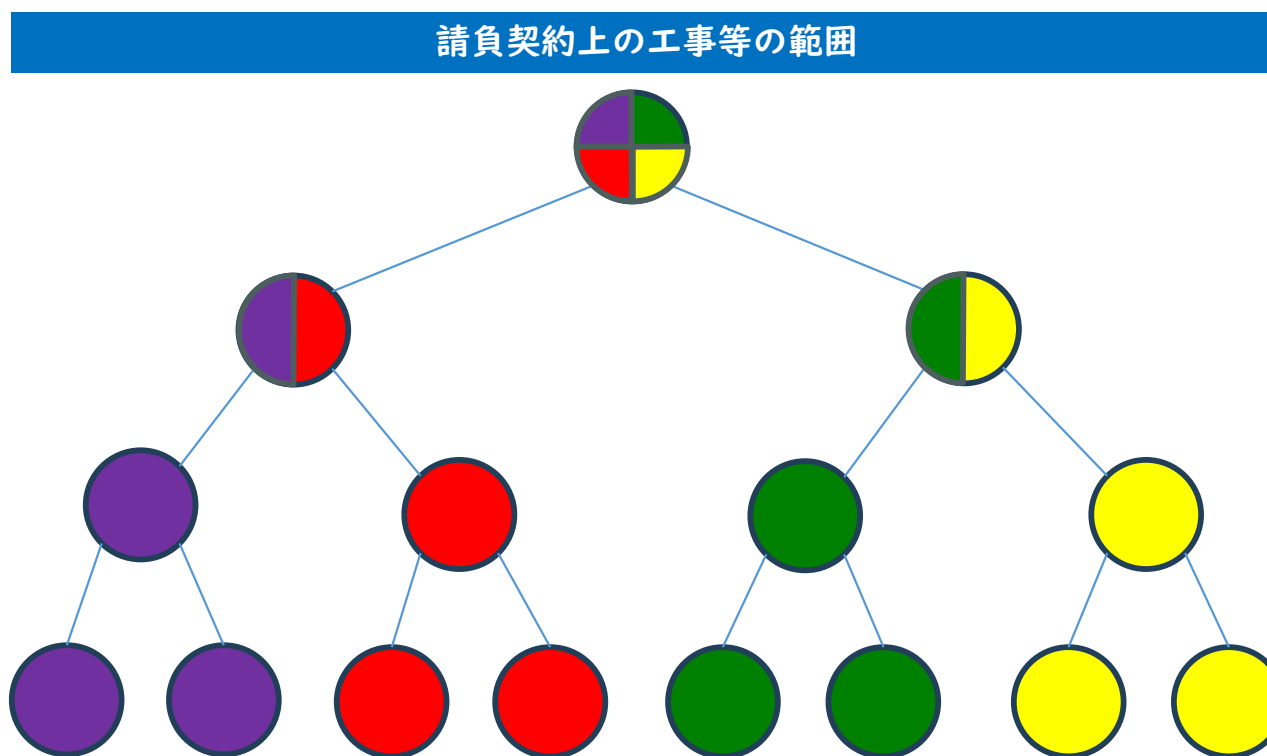
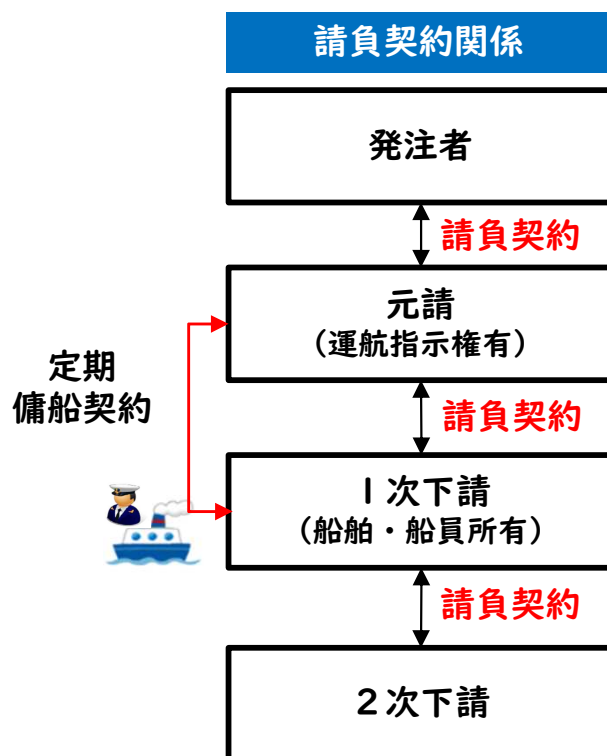
○ 紫色の建設工事等に係る1次下請が船舶及び船員を有し、発注者・元請・1次下請、2次下請間で紫色の建設工事等を完成させるための請負契約がそれぞれ約されている場合、紫色の建設工事等を完成するために必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請（乗船者）の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。

○ なお、紫色以外の建設工事等に係る乗船者の運送は「自己の用に供する運送」ではなく、海上運送法の適用を要する。



●「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を受けないケース②

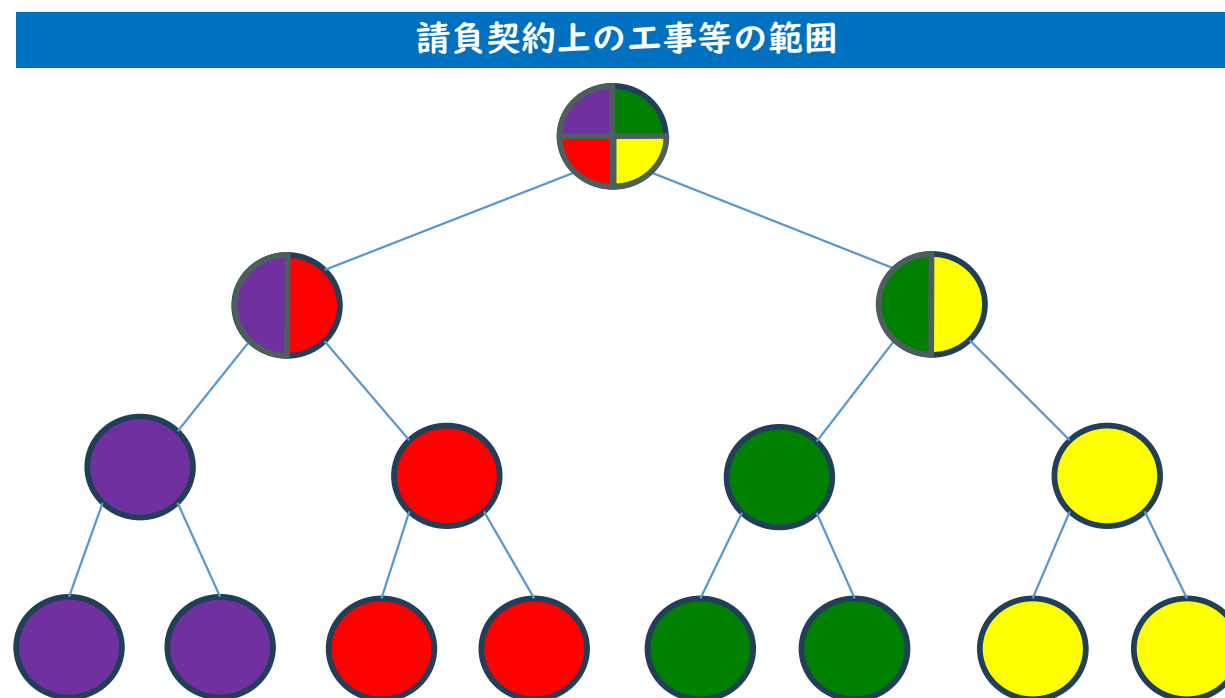
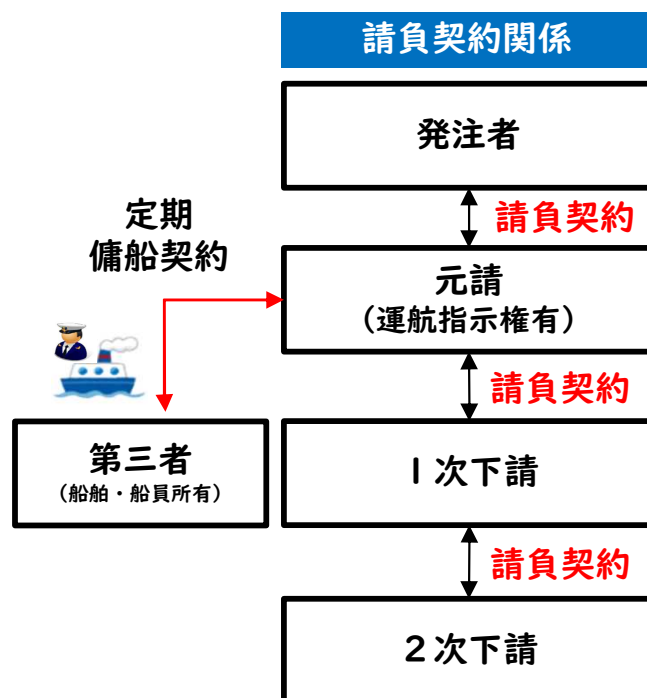
- 元請と1次下請（船舶所有者）の間で定期傭船契約を締結し、元請が1次下請（船舶所有者）が有する船舶の運航指示権を有した状態で、発注者・元請・1次下請・2次下請間で紫色及び赤色の建設工事等を完成させるための請負契約がそれぞれ約されている場合、紫色及び赤字の建設工事等を完成するために必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。
- なお、紫色及び赤色以外の建設工事等に係る乗船者の運送は「自己の用に供する運送」ではなく、海上運送法の適用を要する。



※各色は、各々別の建設工事等を示すものである。

●「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を受けないケース③

- 元請と船舶を所有する第三者の間で定期傭船契約を締結し、元請が船舶を所有する第三者が有する船舶の運航指示権を有した状態で、発注者・元請・1次下請・2次下請間で紫色及び赤色の建設工事等を完成させるための請負契約がそれぞれ約されている場合、紫色及び赤字の建設工事等を完成するために必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。
- なお、紫色及び赤色以外の建設工事等に係る乗船者の運送は「自己の用に供する運送」ではなく、海上運送法の適用を要する。



- ・ 商法第704条に基づき、傭船者と被傭船者との間で定期傭船契約が約されており、当該傭船者が自己の運送要求に基づき自己の責任において、自己の人又は物の運送をする場合には海上運送法の適用は要しない。
- ・ 当該傭船者が他人の需要に応じて人又は物の運送をする場合には、海上運送法の適用を要する。
- ・ 船舶を貸渡す被傭船者は、海上運送法が適用される場合に、海上運送法に規定する船舶貸渡業者として規制される。

○海上運送法（昭和24年法律第187号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業に分ける。

○商法（明治32年法律第48号）（抄）

（定期傭船契約）

第七百四条 定期傭船契約は、当事者の一方が艦装した船舶に船員を乗組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（定期傭船者による指示）

第七百五条 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に關し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に關する事項については、この限りでない。

（費用の負担）

第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に關する通常の費用は、定期傭船者の負担とする。

（船長の代理権）

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権利を有する。

一 船舶について抵当権を設定すること。

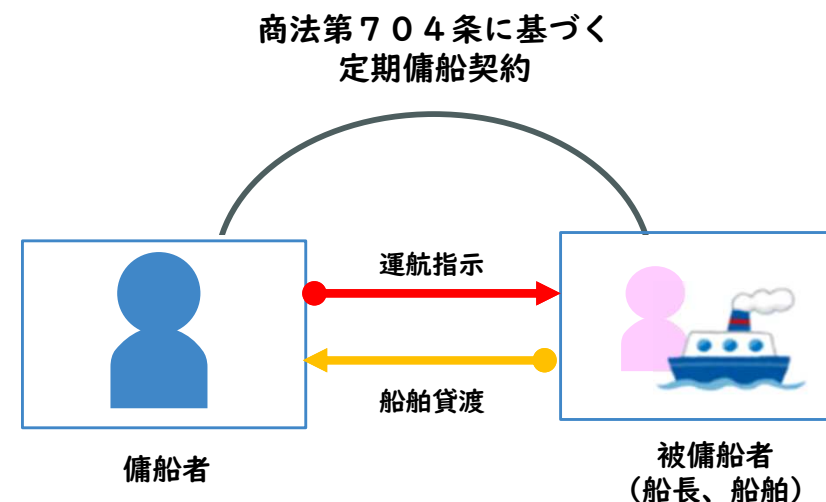
二 借財をすること。

2 船長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（船長の責任）

第七百十三条 船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

●定期傭船契約



Point



- ・ 定期傭船契約は、配乗された運航要員ごと船舶を用船する契約。
- ・ 単に「定期傭船契約書」といった文言では判断しない。
- ・ 商法第704条に基づく定期傭船契約を交わすことを条件とする。
- ・ 傭船者が、自己の運送要求に基づき自己の責任において、自己の人又は物の運送を行う場合。
- ・ 当該傭船者が他人の需要に応じて人又は物の運送をする場合には法の適用を要する。

6. 問い合わせ先

●不明な点はお気軽に東北運輸局、最寄りの運輸支局・事務所等にお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-791-7512
東北運輸局 青森運輸支局 海事部門	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1501 <プッシュ：4>
東北運輸局 青森運輸支局 八戸海事事務所	〒031-0831 八戸市築港街二丁目16 八戸港湾合同庁舎2階	0178-33-0718
東北運輸局 岩手運輸支局 宮古庁舎	〒027-0038 宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎4階	0193-62-3500
東北運輸局 秋田運輸支局 海事部門	〒010-0816 秋田市泉字登木74-3	018-863-5811 <プッシュ：4>
東北運輸局 山形運輸支局 酒田庁舎	〒998-0036 酒田市船場町2-5-43 酒田港湾合同庁舎2階	0234-22-0084
東北運輸局 福島運輸支局 小名浜庁舎	〒971-8101 いわき市小名浜字船場町19 小名浜地方合同庁舎	0246-54-2311
東北運輸局 石巻海事事務所	〒986-0845 石巻市中島町15-2 石巻港湾合同庁舎3階	0225-95-1228
東北運輸局 気仙沼海事事務所	〒988-0034 気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎4階	0226-22-6928